

吉田町の汚水処理 事業について

～下水道使用料の改定・合併浄化槽の設置費補助金制度など～

吉田町
PR部長
よし吉



吉田町上下水道課

汚水処理事業について

本町の汚水処理方式は「公共下水道」と「合併浄化槽」の2種類で実施しています。

汚水処理方式

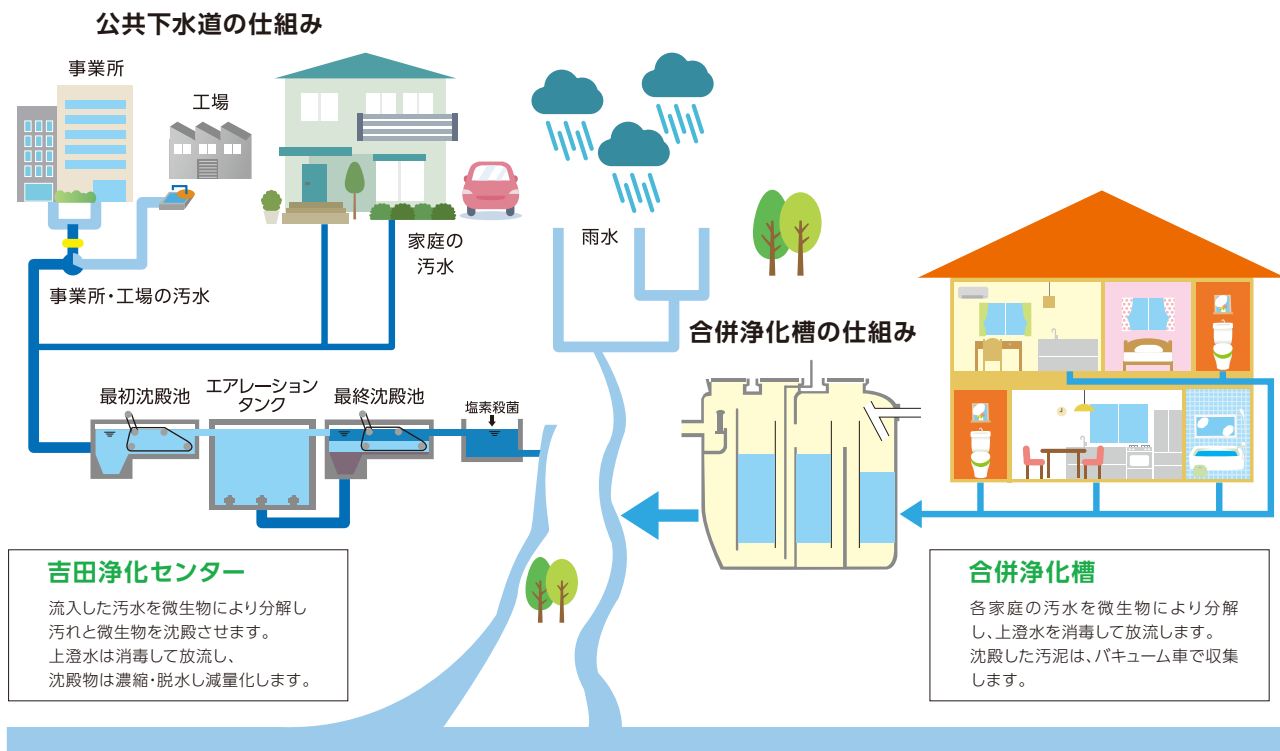
公共下水道

公共下水道は、家庭や事業所から発生する汚水を下水管きよで集めて、管きよの最下流に位置する吉田浄化センターで**集的に汚水を処理(浄化)**して放流する仕組みです。

合併浄化槽

家庭や事業所の各敷地内に合併浄化槽を設置し、合併浄化槽で**個別に汚水を浄化して**、道路側溝や水路などに放流する仕組みです。

汚水処理施設の仕組み

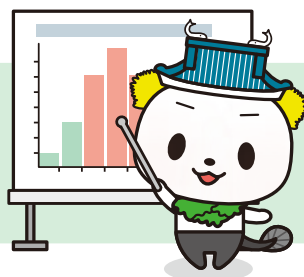


公共下水道・合併浄化槽の整備区域

本町の汚水処理施設の整備区域は、裏面の整備区域図に示すとおりです。

公共下水道整備区域 …… 家屋・事業所が密集している区域

合併浄化槽整備区域 …… 公共下水道整備区域以外の区域



公共下水道に接続、合併浄化槽へ切替えると・・・

きれいな川や海を守るため一日も早い公共下水道への接続、合併浄化槽への切替えをお願いします

なぜ、公共下水道への接続、合併浄化槽への切替えをする必要があるの？

吉田町を流れる湯日川水系、坂口谷川水系は、特に河口部の豊かな生態系や景観を、のちの世代まで繋げていくために、河川の水質をできるだけ綺麗に保つ必要があります。

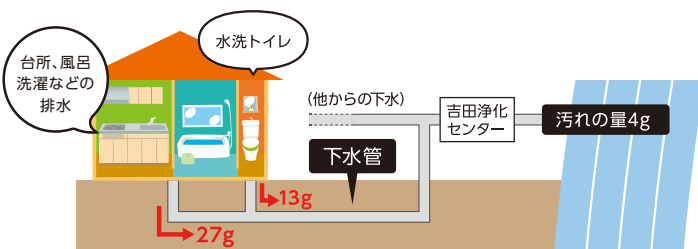
現在、くみ取り便槽や、単独浄化槽(みなし浄化槽)を設置されている方は、公共下水道への接続や、合併浄化槽への切替えをすることで、生活排水を浄化してから流すため、側溝からの嫌なにおいやハエの発生を防ぐことができ、衛生的で快適な生活を送ることができます。さらに、きれいな水を流すことで美しい豊かな自然を守ることができます。

接続・切替えによる環境保全の効果

環境省によると、私たちの生活では一般的に一人あたり・1日40gの汚れを排水しているとされています。公共下水道・合併浄化槽に接続・切替えることにより、この汚れの量を1/10(4g/人・日)まで減らすことができます。一方で単独浄化槽(32g/人・日)、くみ取り便槽(27g/人・日)は、公共下水道・合併浄化槽より非常に多くの量の汚れを排出しており、河川や海域に大きな影響を与えていることから、早期の接続・切替えが望まれています。

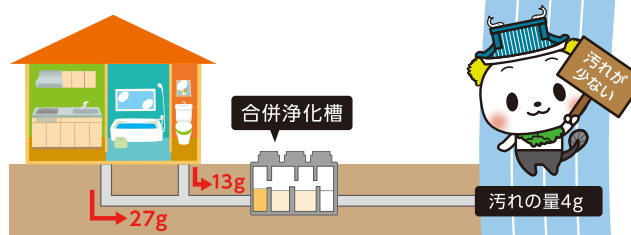
◎公共下水道への接続 (公共下水道整備区域の方)

家庭から発生する全ての生活排水(トイレ・台所・お風呂等)を下水管に接続して、吉田浄化センターできれいにします。



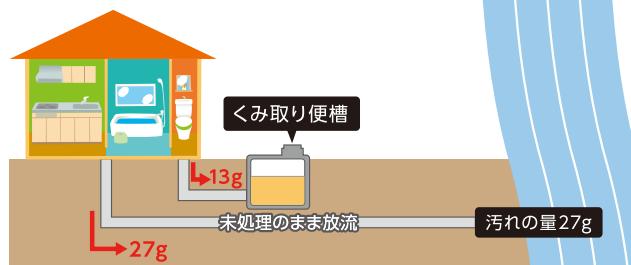
◎合併浄化槽 (合併浄化槽整備区域の方)

家庭から発生する全ての生活排水(トイレ・台所・お風呂等)をきれいにします。



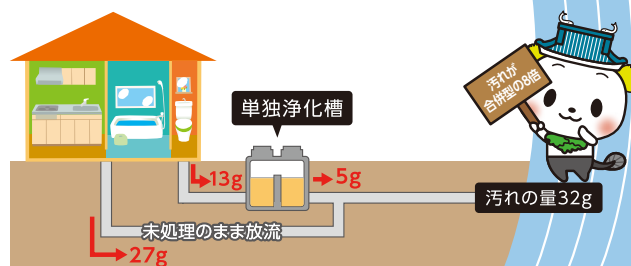
◎くみ取り便槽

トイレの排水は便槽に溜めておきます。台所やお風呂等の排水は未処理のまま流されます。



◎単独浄化槽 (みなし浄化槽)

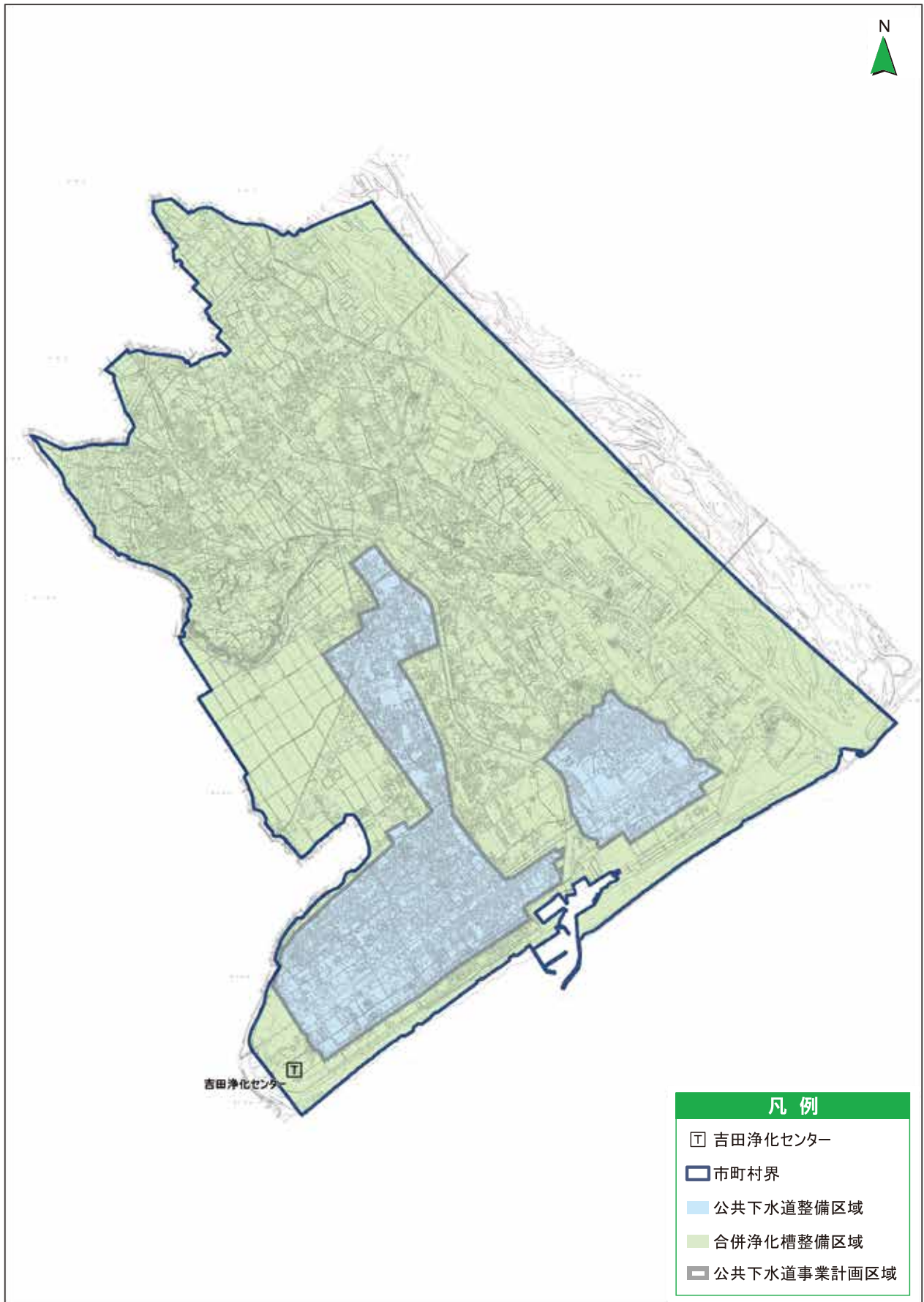
トイレの排水のみを浄化槽で処理します。台所やお風呂等の排水は未処理のまま流されます。



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものの。
参考:環境省浄化槽サイトパンフレットより

公共下水道・合併浄化槽の整備区域

皆様のお住まいが、公共下水道・合併浄化槽のいずれの整備区域かご確認ください。



下水道使用料を改定します

改定の経緯

本町の公共下水道は、平成7年から供用を開始していますが、消費税率の改定を除き使用料の改定を行ってませんでした。これまで、経営効率化による費用抑制や多額の町税の繰入れなどで使用料金を据え置いてきました。一方で、本来は使用料で賄われるべき汚水を処理するための経費のうち、その約半分しか使用料で賄っておらず、町税金からの補填が大きくなっている状況です。

このため、下水道事業の経営基盤を強化し、安定した事業運営を続けていくため、下水道使用料の値上げをすることとしました。

改定のポイント

- 令和6年4月1日より改定します。
- 基本使用料(税抜)を月額910円から1,100円に変更します。
- 基本使用料に含まれている「10m³まで」の基本水量を廃止します。
- 使用水量が多くなるほど、下水道使用料が高額になる累進制を廃止しますが、0～10m³/月の少量使用者の急激な使用料増額を緩和するため、従量使用料(税抜)を「0～10m³/月:31円/m³、11 m³/月以上:113円/ m³」での累進使用料を設定します。
- 水道料金の変更はありません。

改定前

区分	基本使用料(1ヶ月)		超過使用料(1ヶ月)
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで……1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで……1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの……1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの……1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

改定後

区分	基本使用料(1ヶ月)	従量使用料(1ヶ月)
一般汚水	1,100円	10m ³ まで……1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円
公衆浴場汚水	1,100円	10m ³ まで……1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき56円

※消費税抜き価格

※改定前後の使用水量に対する使用料金の詳細はこちらまで。



改定後の使用料適用時期

- 令和6年3月31日以前から継続して使用している方 ▶ 令和6年7月検針・8月請求分から
- 令和6年4月1日以降に使用を開始する方 ▶ 使用開始後最初の検針分から

助成・補助制度のご紹介（下水道）

排水設備工事資金融資あっせん制度

町が施工する公共下水道本管工事が完了すると、町は供用開始の日と汚水を処理することができる区域を、供用開始区域として告示します。この告示のあった区域にお住まいのご家庭は、汚水を下水管に流すための「排水設備」を、6ヶ月以内に設置しなければなりません（下水道法第10条と吉田町下水道条例第3条より）。また、公共下水道整備区域のくみ取り便槽も、供用開始の日から3年以内に水洗便槽に改造することが義務付けられています（下水道法第11条の3より）。これに該当するお宅は、**速やかに排水設備工事を行う必要があります。**

各家庭の排水設備工事は各個人の費用負担で設置し、維持管理していただくことになります。そこで、町には、くみ取り便槽を水洗便槽に改造する工事や台所、浴室や洗濯場などの**宅地内の排水設備工事に要する資金を、融資あっせんする制度**があります。

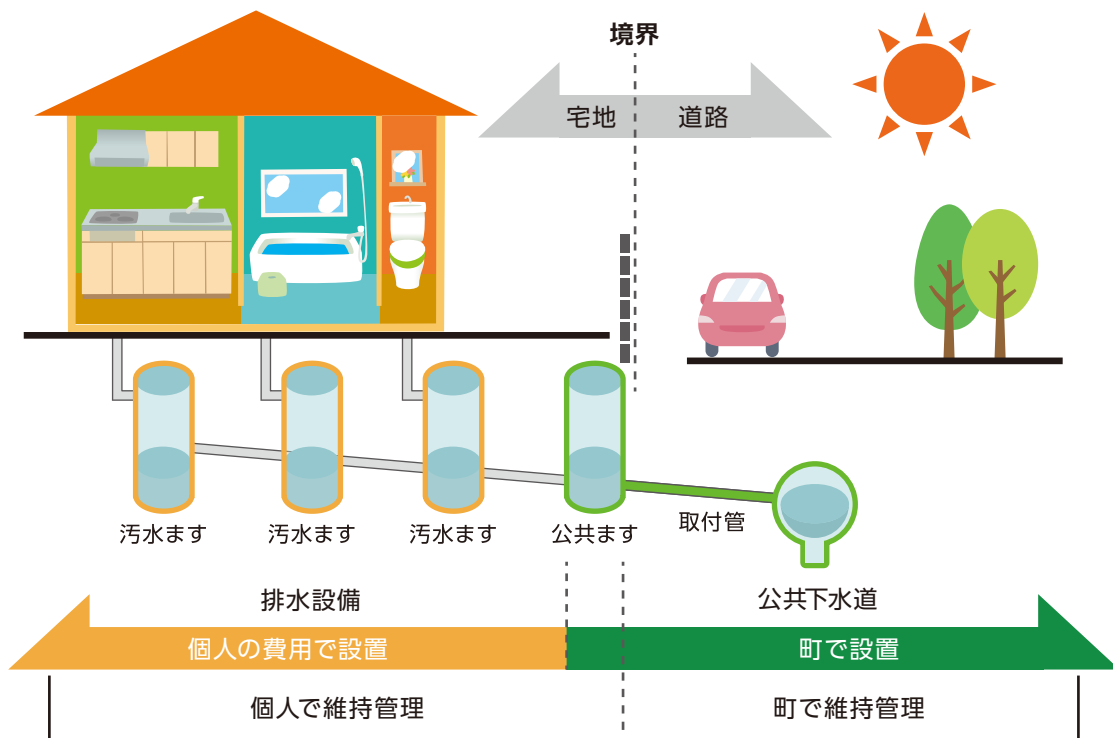
※排水設備工事資金融資あっせん制度の詳細はこちらまで。



対象	処理区域内における建築物の所有者又は占有者 町税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者
融資額	工事に要した資金の範囲内で、1件につき10万円以上100万円以内
融資利率	貸付日の属する年度の4月1日現在の長期プライムレート
償還期限	60ヶ月以内
償還方法	元利均等により特定弁済日までに月賦償還
申請方法	上下水道課へ申請書を提出してください（申請書類は、上下水道課窓口でも受け取れます）

（令和5年度の排水設備工事資金融資あっせん制度例）

排水設備の維持管理の範囲



※オレンジの部分が融資あっせん対象です。

助成・補助制度のご紹介（浄化槽）

浄化槽の設置、単独浄化槽・くみ取り便槽から合併浄化槽への切替えについて

吉田町の浄化槽設置費補助金は、本体工事費に加え、本体工事に附帯して行う宅内配管工事費や既設の単独（みなし）浄化槽とくみ取り便槽の撤去工事費に対して助成をする制度です。

年度ごとに、補助金の予算がなくなり次第、申請の受付が終了となりますので、ご注意ください。

※補助制度の詳細、様式等はこちらまで。



（令和5年度 浄化槽設置費補助金例）

人槽区分	申請区分	A 本体工事費	B 宅内配管工事費	C 撤去工事費	
				単独浄化槽	くみ取り便槽
5人槽	新設	—	—	—	—
	転換（建築確認あり）	332,000円	—	120,000円	90,000円
	転換（建築確認なし）	—	300,000円	120,000円	90,000円
7人槽	新設	—	—	—	—
	転換（建築確認あり）	414,000円	—	120,000円	90,000円
	転換（建築確認なし）	—	300,000円	120,000円	90,000円
10人槽	新設	—	—	—	—
	転換（建築確認あり）	548,000円	—	120,000円	90,000円
	転換（建築確認なし）	—	300,000円	120,000円	90,000円

※補助の対象や金額は、国制度の改正などにより変更となる場合があります。
 ※公共下水道整備区域内でも、浄化槽設置費補助金の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。



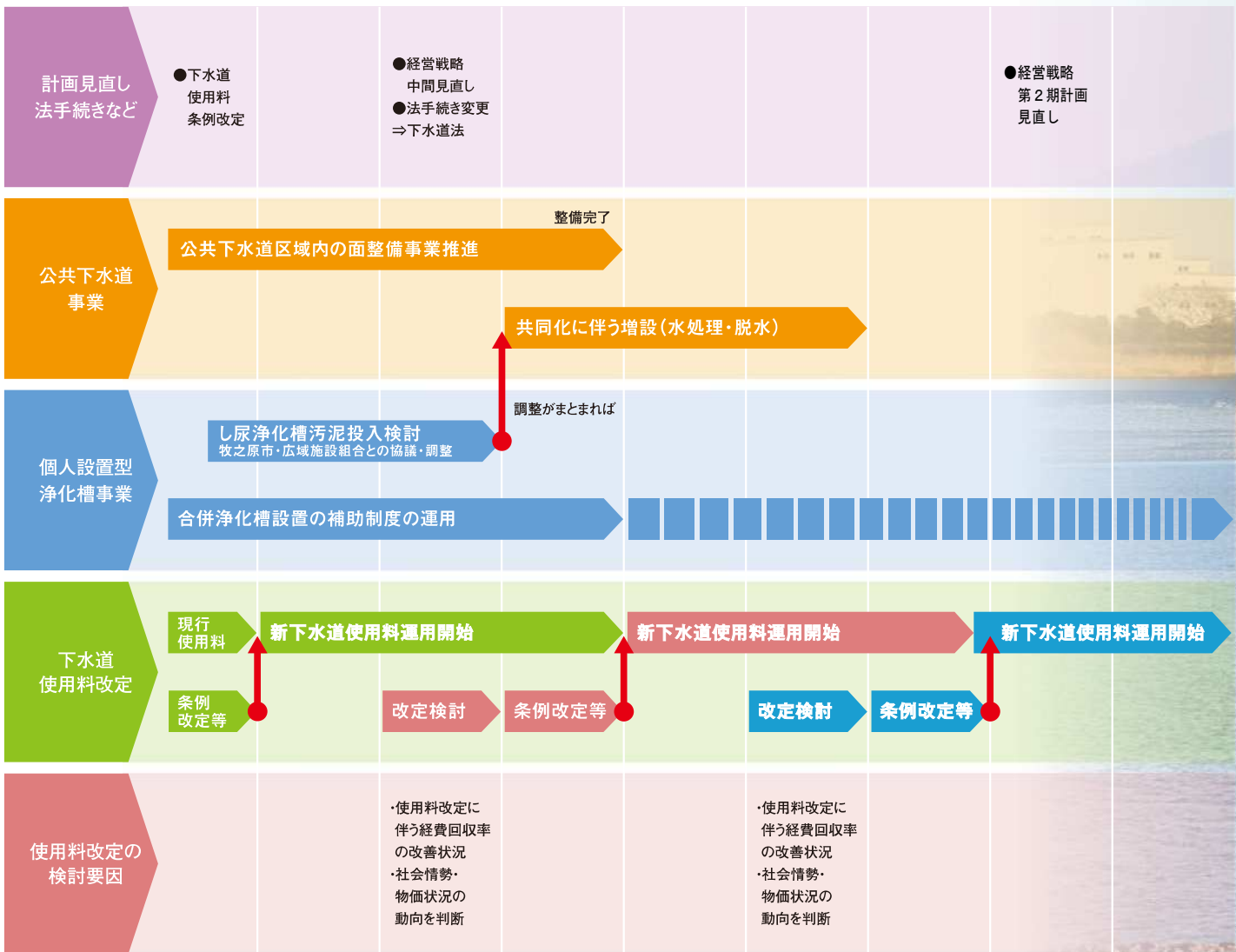
浄化槽の適正な維持管理のお願い

浄化槽の機能を発揮するためには、利用者(住民の皆様)による年1回の法定検査、3～4回の定期点検による維持管理と清掃が不可欠です。ぜひ定期的な検査をお願いします。



今後の汚水処理事業におけるロードマップ

- 使用料改定時期は、3年毎3段階で経費回収率100%を達成することを目標に、第1期：令和6年度、第2期：令和9年度、第3期：令和12年度とします。
- 第2期以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び料金等審議会を開催し、使用料改定の妥当性を再検討します。
- 現在、衛生センターで処理している尿・浄化槽汚泥について、吉田浄化センターの受入検討を行い、汚水処理事業の更なる効率化を進めます。



吉田町上下水道課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

TEL/0548-33-1100 FAX/0548-33-0362

E-mail: gesui@town.yoshida.shizuoka.jp

<http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/3040.htm>

※汚水処理ビジョン、公共下水道事業経営戦略の詳細は上記のURLから確認できます。



作成:令和5年度